

給与支払報告
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

[1] 異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

* 処理事項 過年度 現年度 新年度

福島県須賀川市長		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒				特別徴収義務者 指 定 番 号						
年 月 日			名称及び 代表者の 職氏名印	⑤				受給者番号						
			個人番号 又は法人番号					連絡先	係・氏名					
								電 話						
給 与 所 得 者	フリガナ	※		(ア)	(イ)	(ウ)	異 動	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	新勤務先で 下段[3]を記入	1月1日から 退職時までの 給与支払額			
	氏名	新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	年 月 日 (退職日等)	1.退 職 2.転 勤 3.休 職 4.長期欠勤 5.死 亡 6.会社解散 7.そ の 他 ()					1.特別徴収 継 続 2.一括徴収 (未徴収税額を全 額徴収して納付) 3.普通徴収 (未徴収税額を 本人が納付)	下段[2]を記入	控除社会 保険料額
	生年月日	(昭・平) 年 月 日	円	月分から	月分から	年								
	個人番号			月分まで	月分まで	月 日								
	1月1日 現在の住所			円	円									
	異動後の 住所													

[2] 給与の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。一括徴収にご協力ください。

一括徴収の理由	一括徴収予定日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の 未徴収税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。なお、そ れ以外の間に退職された方についても、本 人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法 で納入してください。お願いします。	備考
1.異動が12月31日までで、本人から申出があったため 2.異動が1月1日以後で特別徴収継続の希望がないため	年 月 日	円		
一括徴収できない理由(1/1~4/30までの退職者等)	一括徴収した税額は、 月分で納入します。 【 月 日納期限分】			
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当がないため、 または未徴収税額より少ないため 2. その他 理由()				

[3] 転勤等による特別徴収届出書(転勤先の事業所を経由して須賀川市長あて送付してください。)

新規の場合は○で囲んでください。

月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収し 納入します。	新 た な 給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒				特別徴収義務者 指 定 番 号		※新規		※新規の場合のみ 納入書
給与計算締切日 毎月 日		名称及び 代表者の 職氏名印	⑤				受給者番号				いずれかを○で 囲んでください。
		個人番号 又は法人番号					連絡先	係・氏名			要 ・ 不要
							電 話			事業所連絡	
通知 TEL											

.....特別徴収異動連絡書(届出者は記入不要です).....

宛名コード	徴収済月	更正月	異動事由	入力日	決定日
			退職一括 ・ 休職一括 ・ 長欠一括 ・ 他一括 () ・ 転勤特徴 退職普徴 ・ 休職普徴 ・ 長欠普徴 ・ 他普徴 () ・ 特徴継続		